## 13 成績不振学生に対する学修指導（発奮）

GPA 制度に関する運用規程により、成績不振学生に対する学修指導に該当する場合は、対象学生に対し次に掲げる学修指導を行います。

⑴　年度 GPA1.0 未満となった学生に対しては、本人及び保証人（保護者等）を呼び出し、アドバイザーによる注意と指導を行う。
⑵　年度 GPA1.0 未満が 2 回連続し、かつ累積 GPA が 1.0 未満となった学生に対しては、⑴の注意と指導を行い修学の意志がないと認められる場合には、教授会の議を経て、退学勧告を行う。

## 14 成績評価確認申立制度

▶成績評価確認申立書
Campusmate-J にログインし、タブ［キャビネット］－［1．教務関連資料・各種申請書等］－［3．履修・成績］よりダウンロードまたは、教務課窓口より受け取る。

成績評価が間違っていると思われる十分な理由がある場合には、原則、成績開示から 7 日以内であれば、教務課を通し、科目担当者へ「成績評価確認申立書」を提出することができます。しかし、この制度は安易に成績評価の再考・変更を求めるものではなく、成績評価に疑問を持つ確固たる根拠がある場合のみ提出してください。なお、回答や成績訂正に時間がかかる場合もあります。期間の詳細は学事暦を確認してください。

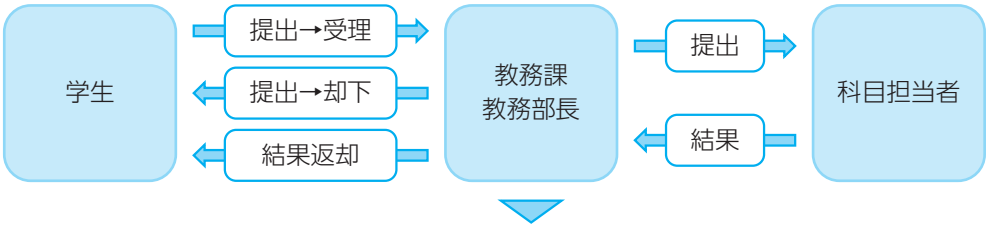


［成績評価確認申立書受理のチェック項目］
□成績評価の訂正を懇願する内容になっていないか
□シラバス等の成績評価基準を確認しているか
□出席状況が常であるか
□試験（筆記試験またはこれに代わるレポート、製作、実技等）を受けているか
□その他、当該授業担当者から指示された課題に充分に応えているか